社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会成年後見支援センター設置規程

（設置）
第１条　社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、つくばみらい市成年後見支援センター（以下、「センター」という。）を本会内へ設置する。

（目的）
第２条　センターは、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など特に支援が必要な方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じるなど、住み慣れた地域で安心した暮らしを続けられるよう支援することを目的とする。

（センターの名称及び位置）
第３条　センターの名称及び位置は次のとおりとする。
　名　称　つくばみらい市成年後見支援センター
　位　置　つくばみらい市福田１９５　つくばみらい市伊奈庁舎１階

（事業）
第４条　センターは、本規程第２条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
（１）成年後見制度利用相談及び申立支援に関すること
（２）成年後見制度啓発に関すること
（３）日常生活自立支援事業に関すること
（４）成年後見制度法人後見受任に関すること
（５）その他、つくばみらい市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が、本規程第２条の目的を達成するために必要と認める事業に関すること
２　事業の実施にあたっては、関係行政機関と充分連携を図り、円滑な運営に努めなければならない。
３　センターの事業は、初期相談の段階の対応が極めて重要であることから、家族、民生委員児童委員、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるように留意しなければならない。
４　本規程に定めるもののほか、センターの事業実施に関して必要な事項は、別に定める。

（法人後見受任審査会の設置）
第５条　センターにおける法人後見受任依頼があった場合、受任の可否を審査し、会長へ助言することを目的として、法人後見受任審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。
２　本規程に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

（事業運営委員会の設置）
第６条　センターの事業の適正な運営の確保、透明性並びに公平性の担保を目的として、事業運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
２　本規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

（個人情報の保護）
第７条　センターの事業実施にあたり、取得した全ての個人情報については、本会の個人情報保護規程並びに関係法令等に基づき、適正に管理保護する。

（苦情申立て）
第８条　センターの事業に関する苦情の申立てがあったときは、本会の定めるところによる。

（委任）
第９条　本規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規程は、令和５年４月１日から施行する。